

国土の総合的点検中間報告骨子（案）

国土審議会調査改革部会
持続可能な国土の創造小委員会

目 次

【第 部 現状と課題】

- 1 . 国土利用の現状と課題 1
 (1)国土利用の状況
 (2)質的向上の動向
- 2 . 国土資源管理の現状と課題 2
 (1)健全な水循環に向けた取組
 (2)森林の多面的機能の発揮に向けた取組
 (3)海洋・沿岸域の総合的な管理に向けた取組
- 3 . 循環型・環境共生型国土づくりの現状と課題 4
 (1)求められる自然の物質循環への負荷の少ない暮らし
 (2)深刻化する地球環境問題の影響予測
 (3)自然環境の再生への新たな取組
- 4 . 自然災害に強い国土づくりに係る現状と課題 5
 (1)自然災害に強い国土づくりの現状
 (2)自然災害に強い国土づくりに係る取り組み状況
- 5 . 農林水産業の現状と課題 7
 (1)食料及び・農業・農村への新たな期待
 (2)森林・林業の新たな動き
 (3)水産物の安心、資源確保に向けた取組
- 6 . 多自然居住地域の現状と課題 9
 (1)多自然居住地域の現状
 (2)都市との連携と交流の気運の高まり
 (3)多自然居住地域の役割への期待

目 次

【第 部 これからの政策の基本方向 ～持続可能な美しい国土の創造～】

(はじめに)	10
1. 人口減少下における国土利用の再編	11
(1) 基本的な考え方	
(2) 国土利用の再編の方向性	
2. 美しい森、水、海等の適切な保全と管理	13
(1) 基本的な考え方	
(2) 流域圏アプローチによる国土の総合的保全	
(3) 流域治水・総合土砂管理の推進	
(4) 健全な水循環の保全・回復	
(5) 農用地等の役割の適切な発揮	
(6) 森林管理の基本方向	
(7) 流域単位での生態系の保全・復元	
(8) 沿岸・海洋域における基本方向	
3. 環境負荷の少ない国土づくり	15
(1) 環境負荷の少ない国土づくりに向けた取組	
(2) 循環型国土づくり	
(3) 環境共生型国土づくり	
4. 自然災害に柔軟に対応できる国土づくり	16
(1) 基本的な考え方	
(2) 減災性を考慮した総合的な防災対策	
(3) 土地利用面からの防災対策の推進	
5. 多自然居住地域における新たな展開	17
(1) 基本的な考え方	
(2) 多自然居住地域の活性化の方向性	

【第 部 現状と課題】

1 . 国土利用の現状と課題

(1)国土利用の状況

全般的な国土利用の状況

- ・ 国土面積の約 7 割を占める「森林」は微減しているものの大きな変化はない一方、農用地面積は継続的に減少傾向にあり、これと時期を同じくして耕作放棄地等「その他」が増加しており、国土が有効に利活用されていない状況が進行。
- ・ 国土利用計画（全国計画）H17 年目標値と H13 年現状を比較すると、「森林」、「農地」は目標面積に比べて減少が大きく、「その他」が大幅に増加。

中山間地域の状況

- ・ 人工林の間伐が適切に行われなかったりするなど管理が成されない森林の増加が危惧される状況にある。
- ・ 農産物価格低迷、農業従事者の高齢化・労働力不足、傾斜地等の土地条件の悪さ、道路条件の悪さ等を理由とした耕作放棄地の増加により、農地の管理水準が低下。

都市・郊外地域の状況

- ・ 近年、住宅開発が減少する中で、小規模住宅地開発の割合は増加。土地利用規制の比較的緩い地域においてスプロール化が発生。また、中心市街地の空洞化が中心部の相対的な地位低下を要因として発生。さらに、全国主要都市で 6 万 ha 以上の低未利用地が発生。特に臨海部では産業構造の転換により工場跡地が低未利用地化。

(2)質的向上の動向

安全で安心できる国土利用

- ・ ハザードマップの作成・公表や、土砂災害防止法に基づく土地利用制限などの土地利用面からの取組みが始められた。
- ・ 都市部での避難場所などのオープンスペースが不足

自然と共生する持続可能な国土利用

- ・ 豊かな自然環境の保全・確保に係る土地利用上の対策として、緑の回廊構想や首都圏の自然環境の総点検等の水と緑のネットワーク形成に向けた動きがある。

美しくゆとりある国土利用

- ・ 自治体の景観条例策定数が継続的に増加。国レベルでも、美しい国づくりに関する政策大綱を策定。

2 . 国土資源管理の現状と課題

(1)健全な水循環に向けた取組

水循環の現状

- ・近年、小雨化の傾向が続いており、利水安全度が目標より低い水準となっている。大都市圏の地域では、1人当たりの水資源賦存量は少なく、取水の不安定な状況である。雨水・処理水の再利用は年々増加。水の用途間転用もされている。
- ・公共用水域の水質は全体的には改善しているが都市河川や閉鎖性水域の水質改善が進まない状況。閉鎖性水域では流域の市街地、農地等からの面源汚濁負荷が課題。
- ・近年、病原性微生物、環境ホルモン等の微量化学物質等、人の健康や生態系に対し有害な影響が懸念される新たな水質問題が顕在化している。
- ・流域の開発による流量の減少や湧水の枯渇、取水による減水区間の発生等の水環境上の問題が見られる。

健全な水循環構築に向けた取り組み状況

- ・自然河岸を増やすべく全国規模で多自然型川づくりに取組中。また、流域単位での生態系ネットワークづくりも開始。
- ・市民参加型の流域環境管理等の取り組みが始まっているが、利害関係者や流域全体にわたる調整等には課題が残る。

(2)森林の多面的機能の発揮に向けた取組

森林管理の現状

- ・林業生産活動の停滞により、間伐や植林が適正に行われなかったり伐採後に必要な植林が行われなかったりするなど、森林の管理水準の低下が危惧される状況。
- ・京都議定書において我が国に認められた森林による炭素吸収量の上限值は3.9%であるが、現状の森林整備量のままで推移した場合、吸収量は2.9%程度にとどまると試算。

森林の多面的機能発揮のための取組

- ・森林・林業基本計画に基づき、森林の有する多面的機能が高度に発揮されるよう、地域の合意のもとに、重視すべき機能に応じ「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分して、機能に応じた整備・保全を図る施策が進展。
- ・森林ボランティアによる森林の整備及び保全活動が活発化。また、上下流の地方公共団体等が連携・協力して水源地の植林や間伐等の森林整備を支援する取組が進展。
- ・各地方自治体において森林の多面的機能に着目した、水源税、森林環境税など森林関連税の導入を試行。
- ・森林の有する公益的機能の発揮が特に要請される保安林については、水源かん養保安林を中心に着実に増加。

(3) 海洋・沿岸域の総合的な管理に向けた取組

海洋・沿岸域の現状

- ・海洋域には、メタンハイドレート、海洋深層水等の新たな資源があり、有効活用が望まれている。
- ・海域における水質基準は閉鎖性海域で達成率が高い。干潟、藻場、サンゴ礁海域は減少する傾向。
- ・全国の大部分の海岸では、汀線後退に見られる浸食が進行。近年その速度が加速。

沿岸域圏の総合的な計画と管理の推進

- ・沿岸域では、自然環境、利用、防災という要素が関係し合う中で問題が発生。総合的な視点に立った沿岸域管理が必要。
- ・沿岸域の総合的な管理については、国が2000年に「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を策定し、地方自治体による計画策定を支援。

3 . 循環型・環境共生型国土づくりの現状と課題

(1) 求められる自然の物質循環への負荷の少ない暮らし

- ・我が国の社会経済活動を維持するためには、大量の資源を必要としており、資源化に伴い特に海外で著しい不用物が発生している。また、資源消費を支える環境面積要求量は供給可能な面積をはるかに超えており、国内外の環境へ多くの負荷をかけている。大気等の環境基準達成状況は低い水準で推移。
- ・廃棄物排出量は近年、高止まっているが、リサイクル率等は上昇傾向にあり、最終処分量は減少傾向にある。建設廃棄物については、今後増加の予測。ゼロ・エミッションに向けた動きや適正な廃棄物処理に向けた法整備が進んでいる。
- ・風力発電、バイオマス等自然再生エネルギーを活用する動きが拡大。特にバイオマスの活用については、平成14年に国が総合戦略を決定。

(2) 深刻化する地球環境問題の影響予測

- ・地球温暖化：我が国ではこの100年間に年地上平均気温が1 上昇。この傾向は、さらに加速して継続することが予測されており、海面の上昇等の現象、自然生態系や農林業等への影響等が予想される。大都市ではヒートアイランド現象が拡大。
- ・中国の環境問題：中国では、砂漠化面積の拡大、SO_x 等の排出量増加の傾向。また、我が国への黄砂現象も増加傾向。我が国は諸外国の対して技術協力支援を実施。
- ・森林による CO₂吸収：京都議定書に基づき、我が国では温室効果ガスを第1 約束期間（2008～12年）までに基準年比の6%削減する必要がある。そのうち、3.9%は森林で吸収する計画。森林による炭素蓄積量は増加しているが、約束期間内の目標達成のためには引き続き各対策を進める必要。

(3) 自然環境の再生への新たな取組み

- ・森林の連続性は里地自然地域において減少。また、湿地、干潟等重要な生態系の地域は減少傾向にある等、良好な状態で将来に継承することには一層の取組みが必要。
- ・里地里山では、その消失や質の低下等の問題が進行。NPO 等による多様な保全活動が進んでいるが、大都市部周辺を対象としたものが多い。
- ・二次的自然の管理水準の低下や移入種の影響によって身近な生物を含む多くの野生生物の絶滅が危惧されている。
- ・平成15年に自然再生推進法が成立する等自然の再生に向け、国も様々な取組みを展開中。また、社会資本整備重点計画でも環境関連目標が記載。
- ・保護地域の指定面積は、微増傾向。緑の回廊構想や首都圏の自然環境の総点検等水と緑のネットワーク形成に向けた動きはあるが、現状では個別分野・地域ごとの取組みが中心。

4 . 自然災害に強い国土づくりに係る現状と課題

(1)自然災害に強い国土づくりの現状

自然災害の発生状況

- ・ 自然災害による死者は長期的に遞減傾向。全般的に風水害による被害が多い。
- ・ 国土の1割に当たる沖積平野（河川氾濫区域）に全人口の半分、資産の3 / 4 が集中。過去10年間に約3割の市町村で水害が発生。

都市化と災害

- ・ 都市への集中、土地利用の高度化等により、水害密度の増加など災害による被害の規模が増大。
- ・ 農地等から宅地への土地利用転換等に伴い、流域の保水・遊水機能が低下し、河川への負担が大きくなるなど水害を発生させやすい状況となる。
- ・ 都市のスプロール化により土砂災害危険区域などの災害発生の恐れの高い地域での宅地化が進行。

過疎化と災害

- ・ 今後の全国的な人口減少に伴い、人口密度が極端に少ない地域がかなりの規模で発生する可能性がある。こうした地域では管理水準の低下等による国土保全機能の低下が懸念。

高齢化と災害

- ・ 高齢化の進行に伴い、災害弱者となりうる高齢者1人当たりの15～64歳人口は2000年の8人から2050年には2.6人まで減少の可能性。家族や地域のコミュニティの支援体制が必要。

ネットワーク化と災害

- ・ 東海地震等により東海道の各陸上輸送ルートが同時不通になる可能性大。航空、海運、中央・北陸の陸上ルートなどで代替しても多大な迂回コストが発生。需要の減少がなければ道路交通の大規模な渋滞は不可避

(2)自然災害に強い国土づくりに係る取り組み状況

流域における総合的な治水対策

- ・ 流域や地域の特性、土地利用の状況等に応じ、土地利用規制や貯留浸透施設の整備等の流域対策と合わせた総合的な治水対策を推進。

災害情報と防災対策

- ・ 洪水ハザードマップ公表市町村数は逐年増加。ハザードマップ等の事前情報と災害時のリアルタイムの情報提供により、被害軽減のための迅速な避難行動が可能に。

地域での防災対策

- ・ 避難地指定箇所は逐年増加しているが、人口集中地域の約6割では避難が困難な状況。
- ・ 防災拠点や情報連絡体制の整備も進めているが、施設の耐震化や地域防災無線の整備については更なる取組が必要。
- ・ 自主防災組織率は逐年増加しているが、結成率の地域間格差が大きい。ボランティア

ア活動への参加意欲は高い。

大規模災害に対する取り組み

- ・人口、資産が高度に集積している大都市では、計画規模を越えるような水害に対して被害を最小化するなど減災性に考慮したスーパー堤防の整備に取り組んでいる。
- ・南関東地域の地震、東海地震、東南海、南海地震の被害想定では揺れや津波により甚大な被害が生じると想定しており、地震対策の速やかな確立が求められている。

5 . 農林水産業の現状と課題

(1)食料及び・農業・農村への新たな期待

食の安全と安心の確保

- ・我が国の食料自給率は、極めて低い水準にあり、食料の多くを海外に依存。
- ・安全・安心指向の中、「顔の見える関係」を求めた「地産地消」の取り組みの広がり。
- ・食品製造業の、特に地方部での地域経済における重要度の高さ。

農業をめぐる状況

- ・我が国の農業総産出額は、農産物価格の下落等により減少傾向で推移。
- ・農家戸数、農業就業者数の減少、高齢化が進展。新規就農者数は近年増加のきざし。
- ・我が国農業の生産構造は、特に稲作等の土地利用型農業について、規模拡大が遅延。

農業・農村に対する新たな期待

- ・環境保全型の農業に取り組んでいる農家は着実に増加。
- ・里地里山等の豊かな生態系を保全するため、地域において様々な取り組みを実施。
- ・我が国の農村、特に中山間地域等では、人口減少、高齢化の進行とともに地域の活力の低下、農業集落機能の弱体化が進行。耕作放棄地の増加等、農業生産活動の低下により、農業の多面的機能の発揮に支障が生じる懸念。
- ・田舎暮らしブーム、グリーン・ツーリズムへの関心が高まるとともに、身近な農業体験等を求める市民農園の開設・利用者が増加。

(2)森林・林業の新たな動き

森林・林業に対する期待の変化

- ・林業は、その適切な生産活動を通じ森林の有する多面的機能を発揮させる役割。近年では森林・林業に対する期待も公益的機能の発揮にシフト。

「持続可能な森林経営」への取組

- ・国内の木材価格は、1980年をピークとして長期低下傾向で推移しており、林家の林業経営離れが進行。木材自給率は、長期的に低下傾向にあり、近年では20%を下回る状況が継続。
- ・小規模所有者や不在村者の森林について、各地域の森林組合が長期間森林施業を受託する取り組みを実施。
- ・一定の基準等を満たす森林経営を認証し、そこから生産される木材をラベリングする森林認証・ラベリングの取り組みが開始。
- ・林業就業者数は大幅に減少し、高齢者の占める割合も急激に上昇しているが、近年、新規林業就業者数は増加傾向にあり、高齢化した就業構造に変化の兆し。

(3)水産物の安心、資源確保に向けた取組

水産物の安全・安心の確保

- ・魚介類は国民のたんぱく源として高い比率を占めており重要であるが、我が国の水産物の需給状況は、我が国周辺の水産資源量・漁獲量の減少傾向に伴い、輸入量が

増加しており、自給率は低下傾向。

水産資源回復等の取組

- ・ 漁業就業者数は大幅な減少と高齢化が進行しており、水産業の将来が懸念される状況。
- ・ 「資源回復計画」の実施や、水産業・漁村の多面的機能の調査・評価、高齢者に配慮した環境改善などが実施されている。

6. 多自然居住地域の現状と課題

(1) 多自然居住地域の現状

- ・多自然居住地域においては、人口の減少、高齢化が進行している。自然環境は豊かで、居住面積は広いものの、社会資本の整備については、依然として都市部に比べて遅れている状況にある。
- ・地方部で人口が減少する中、中山間地域を中心に集落機能の消滅、低下が進行し、消滅集落の周りには限界的な集落が存在。

(2) 都市との連携と交流の気運の高まり

多自然居住地域への期待

- ・都市と農村の連携に関する新たな取組が各地で行われつつある。国民の価値観の転換や、近年の自然志向、健康志向の高まりとあいまって、田舎暮らし、グリーンツーリズムへの関心が高まり、「都市と農村の共生と対流会議」に見られるような国民的運動が実施されている。

市町村における取組

ア. 居住関係

- ・集落等の中での買い物の場の確保については、小規模市町村ほど積極的であり、財政支援等による取組が多い。
- ・農林地、旧跡等の維持管理に関する共同作業については、多く取組が実施されており、住民参加も進み、成果も上がっている。

イ. 産業関係

- ・地域産品・技術等を活用した地場産業の展開は取組が多く、成果も高い。一方、教育、情報化、福祉、環境等新たなニーズに対応したビジネス育成等は取組が難しい状況。

ウ. 他市町村・民間との連携による基盤整備、福祉、文化等

- ・行政による交通サービス提供等については、財政支援を中心に取組が実施されている。
- ・医療施設の高度化・多様化については、財政支援・新組織の設立を中心に実施。
- ・観光促進については、多くの市町村が成果が上がっている方、小規模市町村で課題が多い。

(3) 多自然居住地域の役割への期待

多自然居住地域の主な役割としては、

農林水産物生産、二次的自然環境の保持、農地・森林等の国土保全機能、歴史文化の保持、都市農村交流、農山村居住の場、循環型社会の形成、等様々な機能がある。

これらの役割に関する認識の高まりとともに、地産地消の動き、里地里山の保全、中山間地域直接支払制度・森林環境税の導入、「都市と農山漁村の共生と対流推進会議」、「バイオマスニッポン総合戦略」等さまざまな取組が行われ始めている。

【第 部 これからの政策の基本方向 ～持続可能な美しい国土の創造～】

(はじめに)

- ・これからの政策の基本方向を検討するに当たっては、その全体を貫くものとして「持続可能性」と「美しさ」という2点が特に重要。
- ・「持続可能性」については、生物多様性の保全と他国、他地域、後世代に過度の負担をかけないことと捉え、また、「美しさ」については、人と自然との永続的な関係の中でつくられる、歴史性や文化性も含めた空間の美しさ(ランドスケープ)という総合的な概念と捉えることが重要。
- ・こうした考え方に基づいた「持続可能な美しい国土」の創造に向けて、自然環境の再生・保全、森林、河川、海等の適正な管理、秩序ある国土利用の実現等多彩な施策を総合的に展開することが必要。

1. 人口減少下における国土利用の再編

(1) 基本的な考え方

- ・ 今後の人口減少に伴い、低未利用地が無秩序に増大するおそれがあるが、一方、人口減少は国土空間に余裕を生じ、また、国土全体では土地利用の転換圧力を次第に減少させる可能性が大。
- ・ 適切に対応すれば、ややもすれば短期的、需要対応型であった国土利用を長期的に望ましい姿へ誘導していく好機。
- ・ このため、国土の持続可能性、美しさ・ゆとり、安全性の向上を目指して、国土空間のゆとりを活かした適切な国土利用を図るとともに、郊外部等における無秩序に拡大した土地利用の秩序ある集約化を図り、もって国土利用を再編することが必要。

(2) 国土利用の再編の方向性

土地利用の集約化

土地利用の集約化については、地域別に、次のような大きな方向が考えるが、今後更なる検討が必要。

ア. 大都市圏においては、今後の人口動向等から、土地利用の転換圧力は減少するものの、その進行は当面穏やかであると考えられる。また、長期的には、これまで急激にスプロール化してきた郊外部で虫食いの低未利用地が発生するおそれ。このため、長期的観点も踏まえ、集約化を積極的に進めることが必要。

集約化の観点としては、エネルギー消費やCO₂排出量の削減など環境負荷の低減、集約化により生じた余裕空間を活用した自然環境の回復等が重要。

イ. 地方圏においては、転換圧力の減少や虫食いの低未利用地の増大が早い段階で発生するものと考えられる。

集約化の観点としては、中心市街地の活性化など地域の活力の維持・向上が重要。

また、中山間地域での集約化に当たっては、地域の活力の向上に加えて、森林、農地等国土資源の適切な保全への配慮も必要。

なお、両地域とも、集約化に当たっては、維持管理コストの少ない地域社会への転換という観点も必要。

土地利用を通じた国土の質的向上

ア. 国土の持続可能性の向上

- ・ 国土の有限性を踏まえ、自然のシステムにかなった土地利用を図ることが必要
- ・ そのためには、森林、農地の持つ多面的機能の維持増進、自然環境の再生等が特に必要。

イ. 国土の美しさ・ゆとりの向上

- ・ 国土の美しさに関しては、美しさを総合的な概念として捉えることが重要。
- ・ 具体には、我が国の特徴的な地形や空間の維持・保全、広域的なシンボルとなる地形等の活用や歴史性・文化性への深い配慮が必要。また、条例の活用など地域における取組の支援について、今後検討が必要。

- ・ゆとりに関しては、国土空間のゆとりを活かし、居住空間の拡大や水と緑などのオ - プンスペ - スの確保などが必要。

ウ.国土の安全性の向上

- ・災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適切な国土利用が必要。その際、著しい危険地については、より安全な地域へと人や資産等を誘導することも検討。また、ある地域の土地利用の改変が他地域の安全性を低下させないことが必要。
- ・通常は別の用途に使用していても、非常時に容易に非難地や食料生産地に活用し得るような土地利用、いわば「土地利用の多重性」についても今後検討が必要。

国土全体の土地利用バランスの再検討

これまでは開発圧力の下で減少傾向にあった森林や農地について、環境問題への対応、食料の安定的な供給、自然循環機能の増進等の観点から、実現可能な範囲で、規模の拡大を図るなど、国土全体の土地利用バランスの再検討が必要。

2. 美しい森、水、海等の適切な保全と管理

(1) 基本的な考え方

今後の国土資源（森、土地、水、海等）の保全と管理において、次の点が特に重要と考える。

国民の国土資源管理への参加による「国民的経営」
環境政策、地域政策との連携等複合的な施策展開

国土資源の「国民的経営」や環境施策との統合は、国民が国土資源の管理に参加し、自ら国土資源を利用することで国土を考えるきっかけとなる。また、国土資源を利用拡大することで国土資源の適正な管理がなされるという相乗効果が期待でき、ひいては美しい国土づくりの実現につながる。

(2) 流域圏アプローチによる国土の総合的保全

森林・水・生態系等の国土の保全・管理上の諸課題は、水を介する形で他の課題と複層的に影響しあっており、また、国民が水や森林を考えるうえで理解しやすく行動しやすい自然の単位である「流域」に着目し、課題間の利害関係を踏まえて総合的に取組むことが自然の理にもかなっており重要である。このため、水管理、森林・農地等の管理、生態系ネットワークの形成を流域単位で住民の参加を得ながら総合的に取り組む「流域圏アプローチ」が必要がある。

また、流域圏アプローチを効果的に推進するため次の課題の検討が必要

- ・流域を単位とした土地利用を含めた総合的な計画の必要性
- ・流域の諸問題を調整する横断的な組織の検討とNPO等との連携
- ・上下流連携による水源地域の国土管理の充実

(3) 流域治水・総合土砂管理の推進

- ・効果的な洪水対策を推進するためには、従来の河川改修と合わせて、流域の保水・遊水機能の確保、地域特性を踏まえた土地利用対策など総合的な対策が必要である。
- ・土砂に係わる問題は、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理が必要である。

(4) 健全な水循環の保全・回復

- ・限りある流域の水資源の有効利用のため、水利用の用途間転用や処理水等の再利用などを積極的に推進することが必要である。
- ・水域や水利用の状況に応じた高度処理の導入・ノンポイント負荷対策等の水質保全対策を推進するとともに、河川流量確保のための水利用調整、処理水の活用など、水質と水量を一体と捉えた健全な水循環の保全・回復を目指すことが重要である。

(5) 農用地等の役割の適切な発揮

- ・我が国の食料自給率が極めて低い水準にある中で、耕作放棄地の増加に見られるように、現状では農地資源が有効に利用されておらず、このことは、農業の持つ物質

循環機能、国土保全機能、美しい景観等の低下をもたらしているところ。これらの役割を適切に維持発揮させていく観点からも、取組を進めていく必要がある。

(6) 森林管理の基本方向

森林の多面的機能発揮のための森林管理の推進

- ・ 林業の持続的かつ健全な発展による適切な森林管理を推進するとともに、公益的機能を維持増進するための森林の整備や保全に対し、公的サイドの関与に対する国民の理解の醸成と参画を促進する必要がある。

二酸化炭素の吸収源対策の推進

- ・ 耕作放棄地、荒廃地等における植林の推進や育成林の適正な経営管理など二酸化炭素の吸収源としての森林の機能の発揮を確保する必要がある。

多様な人材の育成・確保

- ・ 新規就業者の地域への定着のためには、森林整備の担い手として必要な専門的スキル・技術の習得を図るなど更なる取り組みが必要である。

循環型社会の構築に資する木材利用の推進

- ・ 様々な用途での木材利用を進めることは、適切な森林の整備・保全や資源循環型の社会の構築につながるものであり、一層の推進を図る必要がある。

(7) 流域単位での生態系の保全・復元

- ・ 生態系の保全・復元を行うには地域と適合した多様な環境要素を流域の地形や水系、森林を基盤にネットワーク化させていくことが有効であり、例えば、流域の水循環を考慮した水質や流況の改善や、多自然型川づくりやビオトープ整備などの自然再生の諸事業を流域という単位で組み合わせる必要がある。

(8) 沿岸・海洋域における基本方向

- ・ 沿岸・海洋域の適正な管理を推進するため、沿岸域においては自然環境の保全・再生等と「沿岸域総合管理計画」の策定の推進・支援を図る検討を行う。
- ・ 海洋域においては海洋・海底資源の利活用の検討及びその前提となる国連海洋法条約に基づく我が国の大陸棚を拡大するための「大陸棚の限界画定のための調査」の推進を図る。

3 . 環境負荷の少ない国土づくり

(1)環境負荷の少ない国土づくりに向けた取組

- ・ 今後の国土づくりは、持続可能な美しい国土の創造に向け、従来にも増して、環境負荷の低減に資するものとする必要がある。
- ・ そのための基本的な取組方向は、次の2つのとおり。
 - 資源の使用、廃棄物の排出が抑制された循環型の国土づくり
 - 美しく健全な自然環境が調和よく存在する環境共生型の国土づくり
- ・ なお、取組みに際しては、他国、他地域、後世代に過度な負担をかけないという観点が重要。特に、世界全体やアジア等近隣諸国との連携・協力等の強化の観点が重要。

(2)循環型国土づくり

- ・ 可能な限り域内の資源の利用割合を高め、循環性を確保していくことを基本とし、物質の収支バランスが調整された循環性の高い国土を形成していく必要。
- ・ 都市地域においては、市街地のコンパクト化等都市構造・土地利用の転換、低未利用地の都市環境改善に資する利用、公共交通網の整備、建設廃棄物の量の低減につながる建築物の長寿命化等の取組みについての検討が必要。
- ・ 地方中小都市や農山漁村においては、周辺地域等との連携、流域やバイオマス等の利用等を図りつつ、物質循環型の地域づくりを進めることについての検討が必要。

(3)環境共生型国土づくり

- ・ 都市、農山漁村、自然維持地域など国土を類型化し、類型別に目指すべき方向性についての検討が必要。
- ・ 生態系ネットワークの生物多様性保全の場の機能に、レクリエーション、景観、都市環境の改善、防災等の機能を付加した全国規模の「水と緑のネットワーク」の具体化に向けてさらに検討が必要。
- ・ 都市内の自然環境の創造並びに氾濫原、湿地、崖地及びゴルフ場などのリゾート開発跡地等における自然環境の再生・復元等についての検討が必要。

4．自然災害に柔軟に対応できる国土づくり

(1)基本的考え方

自然災害については、都市化、過疎化、高齢化など社会経済の変化に伴いその態様が変化している。また、財政制約や国民の環境意識の高まりなどにより国民の防災に対する意識も変化してきている。このため、改めて自然の持つ「脅威」と「恩恵」の二面性を認識し、防災と環境の調和を図りつつ社会経済の変化を踏まえた新たな防災対策の在り方を検討する必要がある。

(2)減災性を考慮した総合的な防災対策

- ・ 災害の発生を未然に防止するという視点だけでなく、災害に対して柔軟に対応し、生じる被害を最小化、短期化するという視点に立った「減災対策」を重視する必要がある。特に施設整備のハード対策では被害を全て防止できないような大規模災害対策には減災の観点が必要。
- ・ 今後、財政制約が一層強まることが予想されることから、ハード対策に土地利用対策や防災情報の提供などのソフト対策を効果的に組み合わせた防災対策の重要性が増す。また、このような防災対策を採用する場合は地域の合意形成が必要。
- ・ 都市部においては地下空間の利用が進んでいることから地下空間における被害を軽減するための対策が必要

(3)土地利用面からの防災対策の推進

- ・ 災害被害は、地形や地質、土地利用の状況に大きく影響を受けことから、土地利用対策を含めた防災対策が重要。
- ・ 土地利用面からの防災対策を進めるのに必要な防災情報の提供が必要。
- ・ 提供された防災情報を土地利用計画へ反映させるとともに、地域や土地利用の状況に応じて土地利用の規制・誘導が必要
- ・ 流域開発や一定規模以上の土地利用転換をする場合は防災の観点から他への影響を確認し、影響が無視できない場合は必要な対策を行うなどの制度の検討が必要

5. 多自然居住地域における新たな展開

(1) 基本的な考え方

- ・多自然居住地域においては、人口の減少、高齢化を始めとする厳しい状況の一方で、国民の価値観の転換や、近年の自然志向、健康志向の高まりとあいまって、都市と農村の連携に関する様々な取組が行われ始めている状況。
- ・現在、多様な主体において行われ始めた様々な動きを捉え、総合的な展開を図るとともに、重点化する分野を検討する必要。
- ・現在の新たな動きの延長にある、新しい時代の豊かさを追求した居住スタイルのあり方、ライフステージに応じた住み替えの可能性等を踏まえつつ検討を進める必要。

(2) 多自然居住地域の活性化の方向性

産業を中心とした地域の活性化

- ・地域の重要な産業である農林水産業について、食品・木材加工業との連携、消費者とのつながり等、新たな動きを捉えた活性化。近年の自然志向の高まりを背景としたグリーン・ツーリズム、居住等の推進。豊かな自然のメリットを享受できる産業、住民に密着した産業の展開等、今後の可能性を検討する必要。

施策の総合化と地域条件に応じた取組の重点化

- ・現在、多様な主体において行われ始めた施策の連携・総合化を図る必要性。多自然居住地域の中でも、都市からの距離等、様々な条件の違いがあり、それに応じた居住のあり方がある程度分けて考え、振興の方策の重点化を図る必要。

多自然居住地域の役割・機能の適切な発揮

- ・農林水産物生産、農地・森林が有する国土保全機能、都市農村交流・農山村居住としての場、循環型社会の形成の可能性等、多自然居住地域の有する役割に対する認識の高まりとともに、様々な取組が行われ始めている状況。多自然居住地域の役割・機能に着目し、適切に維持発揮するための方策を検討する必要。